

農地バンクを活用するとこんなメリットがあります。

リタイアするので
農地を貸したいな...



農地を貸す方

農地バンクは公的機関だから
安心して農地を貸せます。

- 契約期間終了後、農地はお手元に戻ります。
- 賃借料がある場合は機構がまとめてお支払いします。
- 農地中間管理事業なら贈与税・相続税の納税猶予はそのままです。
- 農地バンクへの貸し付けは農業者年金制度の経営承継に該当します。
- 貸し付けた農地の固定資産税が1/2に軽減されます。
※税の軽減を受けるためには要件があります。
- 農地バンクに貸し付けた人、地域に機構集積協力金が交付されます。
※機構集積協力金を受けるためには要件があります。

こんな
メリットが

農地を借りる方

農地バンクからまとまった農地を
借りられます。



- 集積・集約された農地を長期に安定して借入でき、効率的、安定的な農業経営ができます。
- 地主（農地の出し手）が多数いても、契約は農地バンクとだけなので、契約事務が軽減されます。
- 農地バンクを通じて未整備田や急傾斜地の農地を借り受けた場合、奨励金が交付されます。
※奨励金を受けるためには要件があります。

さあ、これから頑張るぞ！

農地バンクを通じた農地の貸し借りについては、農地のある市町、下記までお問い合わせ下さい。

● 農地管理事務所 ●

神戸農地管理事務所 (兵庫県神戸県民センター神戸農林振興事務所内)	〒653-0055 神戸市長田区浪松町 3-2-5 TEL:078-742-8325 FAX:078-734-6001
阪神農地管理事務所 (兵庫県阪神北県民局阪神農林振興事務所内)	〒669-1531 三田市天神1-10-14 TEL:079-562-8846 FAX:079-562-8805
加古川農地管理事務所 (兵庫県東播磨県民局加古川農林水産振興事務所内)	〒675-8566 加古川市加古川町寺家町天神木97-1 TEL:079-421-9159 FAX:079-421-4056
加東農地管理事務所 (兵庫県北播磨県民局加東農林振興事務所内)	〒673-1431 加東市社字西柿1075-2 TEL:0795-42-9421 FAX:0795-42-7232
姫路農地管理事務所 (兵庫県中播磨県民センター姫路農林水産振興事務所内)	〒670-0947 姫路市北条 1-98 TEL:079-281-9396 FAX:079-222-9943
光都農地管理事務所 (兵庫県西播磨県民局光都農林振興事務所内)	〒678-1205 赤穂郡上郡町光都2-25 TEL:0791-58-2194 FAX:0791-58-2281
豊岡農地管理事務所 (兵庫県但馬県民局豊岡農林水産振興事務所内)	〒668-0025 豊岡市幸町7-11 TEL:0796-26-3697 FAX:0796-24-8163
朝来農地管理事務所 (兵庫県但馬県民局朝来農林振興事務所内)	〒669-5202 朝来市和田山町東谷213-96 TEL:079-672-6878 FAX:079-672-0505
丹波農地管理事務所 (兵庫県丹波県民局丹波農林振興事務所内)	〒669-3309 丹波市柏原町柏原688 TEL:0795-73-3791 FAX:0795-72-4063
洲本農地管理事務所 (兵庫県淡路県民局洲本農林水産振興事務所内)	〒656-0021 洲本市塩屋2-4-5 TEL:0799-26-2083 FAX:0799-22-1443

公益社団法人
ひょうご農林機構

〒650-0011 神戸市中央区下山手通5丁目7-18(兵庫県下山手分室内)
TEL:078-361-8114(農地対策部 農地活用課) FAX:078-361-8128
詳しくはホームページへ <https://www.forest-hyogo.jp>



農地中間 管理事業



— 農地バンク —

公益社団法人ひょうご農林機構

令和5年4月～農地の貸し借りの法律が変わります！

一般的な事務手続きの流れ



農地の受け手 借受希望の申込 (随時受付)



農地の出し手 農地の貸付希望の申出 (随時受付)



農地の受け手 と貸付農地の決定

※地域計画区域内：受け手は目標地図に位置付けられた者等であること



農用地利用集積等促進計画案の作成／農業委員会への意見聴取



利害関係人の意見聴取 (ホームページにて) ※地域計画区域外のみ



農用地利用集積等促進計画の決定/県への申請



農用地利用集積等促進計画の認可／公告



貸付



貸付



※地域計画区域外では引き続き農用地利用集積計画による農地の貸し借りも可能です (令和7年3月31日まで)

事務処理期間 4ヶ月半

農地中間管機構が借り受ける農用地等の基準

1.市街化区域外の農用地等に限ります

2.農用地等を借り受ける期間は、原則10年以上とします

以下の農用地等は借り受けません。

- 農用地等として利用することが著しく困難なもの
- 借受希望者が見込まれないもの など

よくある質問



賃料はどのように決めるのですか。

当該地域の標準的な賃料を参考にして、出し手・受け手双方が話し合いのうえで決定します (使用貸借 (無料での農地の貸し借り) も可)。なお、物納 (米など) での契約は行っていません。



農地には土地改良区の賦課金等がかかりますが、誰が支払うのですか。

地域の実情に応じて、出し手または受け手から直接支払っていただくことになります。どちらが負担するかは、契約前に明確にしておく必要があります。



借り受けた農地に果樹を植栽することができますか。

果樹の植栽、パイプハウスなどを設置する場合は、出し手・農地バンクの同意が必要となりますので、事前にご相談願います。



中途解約はできますか。

やむを得ない事情があり、出し手と受け手双方が納得すれば、解約は可能です。



契約期間中に受け手が耕作できなくなった場合は、どうなるのですか。

次の受け手がいる場合は、その人に貸し付けます。なお、1年間次の受け手が見つからない場合は、出し手に農地をお返しすることになります。

